

第37号（令和2年6月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区 町 丁目50番地 10

目次

頁

【条例】

- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】 4

【告示】

- △ 公印の新調【総務局行政・情報マネジメント課】 5
- △ 「横浜市統計書」売払代金収納事務の委託【政策局統計情報課】 6
- △ 「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託【政策局統計情報課】 7
- △ 「調査季報」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 8
- △ 「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 9
- △ 「横浜市民生活白書2013」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 10
- △ 「横浜市民生活白書2019」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 11
- △ 「横浜市中期4か年計画2018～2021」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 12
- △ 「横浜市職員録」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 13
- △ 「横浜市組織図」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 14
- △ 「平成22年度横浜市情報化の基本方針」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 15
- △ 「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 16
- △ 「横浜市史資料所在目録―近・現代―」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 17
- △ 「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 18
- △ 「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 19
- △ 「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 20
- △ 「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 21
- △ 「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 22
- △ 「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 23
- △ 「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 24
- △ 「報告書「横浜の戦争―市民と兵士の記録」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 25
- △ 「報告書「豊かな海と暮らし―横浜・柴の漁業史―」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 26
- △ 「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託【総務局総務課】 27
- △ 「令和2年度予算案について」売払代金収納事務の委託【財政局財政課】 28
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 29
- △ 「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金収納事務の委託【健康福祉局福祉保健課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 32
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 35

	関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	36
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	38
△	公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	39
△	終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	40
△	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策の一部改正【資源循環局街の美化推進課】	41
△	地図・航空写真等売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	42
△	「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン第2版」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	43
△	「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	44
△	「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	45
△	「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	46
△	「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	47
△	「関内地区都市景観形成ガイドライン 第2版」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	48
△	「住民合意形成ガイドライン 第2版」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	49
△	「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託【道路局総務課】	50
△	「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局総務課】	51
△	「河川計画図」売払代金収納事務の委託【道路局総務課】	52
△	「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区区政推進課】	53
△	「栄の歴史」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	54
△	「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	55
△	「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	56
△	令和2年度「瀬谷の史跡めぐりガイドブック」売払代金収納事務の委託【瀬谷区地域振興課】	57
△	「横浜市包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託【監査事務局監査管理課】	58
	[公告]	
△	土地区画整理審議会委員選挙の当選人の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	59
△	事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	60
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	61
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	62
△	土地改良区清算人の退任の届出及び清算終了の届出【環境創造局農政推進課】	63
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	64
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	65
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	70
△	同【建築局調整区域課】	71
△	同【建築局調整区域課】	72

△ 同	【建築局調整区域課】	73
△	建築基準法に基づく指定道路の全部廃止【建築局建築指導課】	74
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	75
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	76
△ 同	【神奈川区地域振興課】	77
△ 同	【戸塚区地域振興課】	78
△ 同	【戸塚区地域振興課】	79
△ 同	【戸塚区地域振興課】	80
△ 同	【港南区地域振興課】	81
△ 同	【西区地域振興課】	82
△ 同	【西区地域振興課】	83
△ 同	【金沢区地域振興課】	84
△ 同	【金沢区地域振興課】	85
△ 同	【金沢区地域振興課】	86
【水道局】		
△	横浜市水道局企業職員就業規程及び横浜市水道局被服貸与規程の一部を改正する規程【人事課】	87
【交通局】		
△	横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	88
【教育委員会】		
△	横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【小中学校企画課】	91
△	職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】	92
△ 同	【南部学校教育事務所教育総務課】	93
△ 同	【北部学校教育事務所教育総務課】	94
△ 同	【西部学校教育事務所教育総務課】	95
【監査委員】		
△	横浜市代表監査委員規程の一部を改正する規程【監査管理課】	96

条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 24 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 第 16 号 を 削 り 、 第 16 号 の 2 を 第 16 号 と す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 389 号 (令 和 2 年 5 月 22 日 掲 示 済)

公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

令 和 2 年 5 月 22 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (経 済 局 金 融 事 務 専 用 2)	令 和 2 年 5 月 22 日	 (方27ミリメートル)

横浜市告示第 402 号

「横浜市統計書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市統計書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 403 号

「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「大都市比較統計年表」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 404 号

「調査季報」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「調査季報」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	横浜市神奈川区二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 405 号

「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市民意識調査」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 406 号

「横浜市民生活白書 2013」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「横浜市民生活白書 2013」売払代金の収納事務を次のとおり
 委託した。

令和 2 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ 谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 407 号

「横浜市民生活白書 2019」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「横浜市民生活白書 2019」売払代金の収納事務を次のとおり
 委託した。

令和 2 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ 谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 408 号

「横浜市中期 4 か年計画 2018 ～ 2021 」 売払代金収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
により、「横浜市中期 4 か年計画 2018 ～ 2021 」売払代金の収納事務
を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ 谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 409 号

「横浜市職員録」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市職員録」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 410 号

「横浜市組織図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市組織図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 411 号

「平成 22 年度横浜市情報化の基本方針」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「平成 22 年度横浜市情報化の基本方針」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 412 号

「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史Ⅱ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 413 号

「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 414 号

「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史資料室紀要」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 415 号

「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「市史研究よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 416 号

「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 417 号

「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中
央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中
央卸売市場～」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 418 号

「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「報告書「占領軍のいた街」」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 419 号

「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 420 号

「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 421 号

「報告書「横浜の戦争—市民と兵士の記録」」売払代金
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「報告書「横浜の戦争—市民と兵士の記録」」売払代金の
 収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 422 号

「報告書「豊かな海と暮らし—横浜・柴の漁業史—」」
 売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「豊かな海と暮らし—横浜・柴の漁業史—」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 423 号

「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 424 号

「令和2年度予算案について」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「令和2年度予算案について」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ 谷町9番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 425 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	京進のほいくえんHOPPAたまプラーザ
設置者	株式会社HOPPA
代表者	代表取締役 関 隆 彦
施設長	町 田 和 子
規模（延床面積）	439.89 m ²
定員	60人
所在地	青葉区新石川三丁目2番地の5

横浜市告示第 426 号

「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」
 売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	横浜市神奈川区二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 427 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年5月1日	大久保薬局	港南区大久保二丁目16番39号	薬局
同	クリエイト薬局 青葉藤が丘店	青葉区藤が丘二丁目30番地の1	同
同	ウエルシア薬局 瀬谷阿久和西店	瀬谷区阿久和西四丁目1番地の6	同
同	ユーマー旭区訪問看護センター	旭区さちが丘7番地の14	訪問看護
同	ここから訪問看護リハビリケアあざみ野	青葉区美しが丘五丁目35番地の1	同

横浜市告示第 428 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年4月1日	ウイン調剤幸薬局	西区伊勢町1丁目73番地	薬局
同	そうごう薬局トレッサ横浜店	港北区師岡町700番地	同
令和2年5月1日	あろま薬局	鶴見区駒岡三丁目18番5号	同
同	グリーン薬局	旭区鶴ヶ峰2丁目82番地の1	同
同	薬樹薬局二俣川	旭区二俣川1丁目5番地の5	同
同	日本調剤ふれあいの丘薬局	都筑区葛が谷8番10号	同
令和2年6月1日	ハックドラッグ横浜磯子薬局	磯子区磯子三丁目13番	同
同	サングレース薬局霧が丘店	緑区霧が丘三丁目2番地の9	同
同	都筑せきれい薬局	都筑区仲町台一丁目9番10号	同
令和2年11月1日	そうごう薬局神奈川新町店	神奈川区新町12番地の1	同

横 浜 市 告 示 第 429 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 1月1日	(新)矯正歯科横浜 スマイルコン セプト	西区北幸一丁目11番 15号	矯正歯科
	(旧)スマイルコン セプト矯正歯科 ベイクリニック		
令和2年 4月1日	(新)医療法人横浜 未来ヘルスケア システム戸塚共 立透析クリニック	戸塚区戸塚町157番 地の3	腎臓
	(旧)医療法人横浜 柏堤会戸塚共立 透析クリニック		
同	(新)医療法人横浜 未来ヘルスケア システム戸塚共 立ステーション クリニック	戸塚区戸塚町16番地 の1	同
	(旧)医療法人横浜 柏堤会戸塚共立 ステーションク リニック		
同	(新)医療法人横浜 未来ヘルスケア システム戸塚共 立第1病院	戸塚区戸塚町116番 地	同
	(旧)医療法人横浜		

	柏堤会戸塚共立 第1病院		
同	(新)そうごう薬局 大倉山店	港北区師岡町 1,148 番地	薬局
	(旧)ヤマト薬局2 号店		
同	(新)薬樹薬局綱島 駅前店	港北区綱島西一丁目 6番19号	同
	(旧)古宮薬局		
同	(新)ガイア訪問看 護ステーション 港南	港南区野庭町 665番 地の116	訪問看護
	(旧)ガイア訪問看 護リハビリステ ーション		
令和2年 4月30日	薬樹薬局三ツ沢	(新)西区宮ヶ谷47番地 の2	薬局
		(旧)神奈川区三ツ沢西 町4番11号	

横 浜 市 告 示 第 430 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年3月31日	有限会社松崎薬局	港南区下永谷三丁目7番11号	薬局
同	薬局ウラシマ	保土ヶ谷区岡沢町62番地の4	同
令和2年4月10日	さくら薬局横浜白妙店	南区白妙3丁目41番地	同

横浜市告示第 431 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年5月1日	株式会社コ ルポート	C o c o r p o r t 横 浜 第 2 O f f i c e	神奈川区鶴屋町 3丁目30番地の 8	就労定着支 援
同	特定非営利 活動法人元 気福祉就労 支援ボラン ティア	支えあいの 会	西区岡野二丁目 3番30号	生活介護
同	就労支援カ レッジ株式 会社	就労支援カ レッジ横浜 伊勢佐木校	中区曙町2丁目 19番地の1	就労移行支 援
同	株式会社若 武者ケア	若武者ケア 磯子事業 所	磯子区森一丁目 15番12号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	G & B 株式 会社	介護のハル モニア	港北区大曾根一 丁目25番14号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	合同会社 K 3 o f f i c e	合同会社 K 3 o f f i c e	旭区白根七丁目 28番19号	居宅介護、 行動援護、 同行援護
同	N P O 法人 こんちえる と	さくらカン パニー	栄区桂町74番地 の29	生活介護
同	社会福祉法 人誠幸会	泉の郷訪問 介護	泉区上飯田町2, 079番地の1	居宅介護、 重度訪問介 護
同	社会福祉法 人親善福祉 協会	国際親善総 合病院	泉区西が岡一丁 目28番地の1	短期入所

同	N P O 法人 ふかふか	でんぱた	青葉区田奈町33 番地の16	生活介護
---	------------------	------	-------------------	------

横 浜 市 告 示 第 432 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
令 和 2 年 5 月 1 日	合 同 会 社 K 3 一 o f f i c e	合 同 会 社 K 3 一 o f f i c e	旭 区 白 根 七 丁 目 28 番 19 号

横浜市告示第 433 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入しなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文子

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入しなければならない 区域	供用開始 年月日
合流式	鶴見区馬場四丁目の一部 神奈川区片倉一丁目、片倉三丁目、神大寺 四丁目、三枚町、白幡町、鶴屋町及び六角橋 六丁目の各一部 港北区大倉山六丁目、岸根町及び日吉本町 六丁目の各一部	令和2年 6月5日
分流式	神奈川区片倉三丁目、片倉四丁目、片倉五 丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽 沢町の各一部 旭区川井宿町、白根二丁目、善部町、都岡 町及び本宿町の各一部 港北区岸根町及び篠原町の各一部 緑区北八朔町及び長津田町の各一部 戸塚区柏尾町及び上矢部町の各一部 泉区上飯田町、下飯田町、中田町及び弥生 台の各一部 瀬谷区阿久和東一丁目及び五貫目町の各一 部	

横浜市告示第 434 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	港北区日吉本町六丁目の一部	令和2年6月5日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	鶴見区馬場四丁目の一部 神奈川区片倉一丁目、片倉三丁目、神大寺四丁目、三枚町、白幡町、鶴屋町及び六角橋六丁目の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	神奈川区片倉三丁目、片倉四丁目、片倉五丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町、羽沢町及び六角橋六丁目の各一部 港北区大倉山六丁目、岸根町及び篠原町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区川井宿町、白根二丁目、善部町、都岡町及び本宿町の各一部 緑区北八朔町及び長津田町の各一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	泉区上飯田町、下飯田町及び中田町の各一部 瀬谷区五貫目町の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区长沼町82番地	戸塚区柏尾町及び上矢部町の各一部 泉区弥生台の一部 瀬谷区阿久和東一丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 435 号

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処
理 に 関 す る 条 例 第 3 条 の 規 定 に 基 づ く 総 合 施 策 の 一 部 改
正

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す
る 条 例 第 3 条 の 規 定 に 基 づ く 総 合 施 策 (平 成 3 年 9 月 告 示 第 217 号
) の 一 部 を 、 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

2 (1) を 次 の よ う に 改 め る 。

情 報 収 集 を 円 滑 に 行 う た め 、 自 動 車 及 び 船 舶 に つ い て 、 通 報 の 受
付 体 制 を 整 備 し ま す 。 ま た 、 調 査 開 始 後 の 手 続 を 効 率 的 に 進 め る た
め 、 パ ト ロ ー ル 等 に よ り 放 置 状 況 の 把 握 に 努 め ま す 。

横浜市告示第 436 号

地図・航空写真等売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、地図・航空写真等売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ッ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 437 号

「みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン
第 2 版」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
により、「みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン 第
2 版」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 5 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 438 号

「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 439 号

「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 440 号

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納
事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 441 号

「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜都市デザインビジョン」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 442 号

「関内地区都市景観形成ガイドライン 第2版」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「関内地区都市景観形成ガイドライン 第2版」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 443 号

「住民合意形成ガイドライン 第2版」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「住民合意形成ガイドライン 第2版」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 444 号

「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 445 号

「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市河川図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 446 号

「河川計画図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「河川計画図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 447 号

「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「いたち川散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 448 号

「栄の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「栄の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 449 号

「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「栄区歴史散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 450 号

「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「栄区郷土史ハンドブック」売払代金の収納事務を次のと
 おり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川区二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 451 号

令 和 2 年 度 「 瀬 谷 の 史 跡 め ぐ り ガ イ ド ブ ッ ク 」 売 払 代 金
収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 令 和 2 年 度 「 瀬 谷 の 史 跡 め ぐ り ガ イ ド ブ ッ ク 」 売 払 代 金 の
収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
公 益 財 団 法 人 横 浜 市 知 的 障 害 者 育 成 会 理 事 長 清 水 龍 男	神 奈 川 区 二 ツ 谷 町 9 番 地 の 5	令 和 2 年 6 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 452 号

「横浜市包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜市包括外部監査報告書」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

公 告

横浜市公告第304号（令和2年5月25日掲示済）

土地区画整理審議会委員選挙の当選人の氏名及び住所

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定に基づき、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人を次のとおり決定した。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文 子

1 宅地所有者の当選人

氏 名	住 所
塩 澤 和 男	瀬谷区二ツ橋町 429 番地の6
二 見 勝 治	瀬谷区二ツ橋町 475 番地
松 本 健	瀬谷区二ツ橋町 469 番地

2 借地権者の当選人

当選人なし

横 浜 市 公 告 第 305 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 高 速 横 浜 環 状 北 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査 結
果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 306 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 恵 比 須 町 8 番 の 1 、 8 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 307 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 848 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 安 善 町 2 丁 目 4 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 308 号

土地改良区清算人の退任の届出及び清算終了の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、清算法人横浜市泉区中田土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

退任した清算人の住所及び氏名

住 所	氏 名
泉区中田東二丁目6番24号	小 嶋 文 雄
泉区中田東三丁目19番5号	青 木 大 次 郎
泉区中田町 3,063 番地	石 塚 武 夫
泉区中田北三丁目45番11号	奥 津 恭 二
泉区中田町 3,462 番地	金 子 昇 一
泉区中田東四丁目51番11号	小 島 重 成
泉区中田東三丁目6番40号	小 島 義 昭
泉区中田東三丁目18番6号	小 山 武 彦
泉区中田北二丁目14番24号	小 山 博 昭
泉区中田北一丁目27番57号	高 橋 一 美
泉区中田西四丁目36番6号	森 俊 男
泉区中田北一丁目16番8号	長 谷 川 勝 行
泉区中田東四丁目56番23号	小 山 國 夫
泉区新橋町 215 番地	鈴 木 久 男
泉区中田町 2,790 番地	横 山 猛

横浜市公告第 309 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和2年6月5日

横浜市長 林 文 子

1 排水設備指定工事店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11684	浅田工業	浅 田 三 厳	神奈川県菅田町 1,727 番地の17
11685	株式会社大勝	小 勝 次 郎	西区平沼一丁目3番13 号
30575	有限会社大橋 水道設備	大 橋 聡	保土ヶ谷区初音ヶ丘40 番9号
11686	池田設備工業	池 田 隆 寛	戸塚区原宿四丁目51番 14号
11687	株式会社中建 興業	中 野 稔	泉区岡津町 1,469 番地 の13
11688	株式会社富湘 設備	富 樫 淳	神奈川県高座郡寒川町 小谷3丁目1番35号
30576	タイアップ	嘉 山 勝 利	川崎市幸区中幸町3丁 目26番地の24
30577	建築設備まり 工房	河 原 真 也	川崎市幸区南加瀬5丁 目16番18-3号
30578	株式会社萬田	萬 田 信 太 郎	相模原市緑区原宿1丁 目7番地の22
11689	日広工業株式 会社	山 科 公 次	相模原市南区相模大野 8丁目10番20号
11690	株式会社アク アテックス	長 澤 雄 司	大和市鶴間1丁目9番 17号
11691	株式会社山川 建設	山 川 義 明	横須賀市大矢部3丁目 13番15号
11692	株式会社祐成	飯 塚 浩 司	横須賀市西浦賀3丁目 13番
30579	有限会社興亜 工業	成 田 貞 夫	横須賀市安浦町2丁目 11番地の15-105

2 指定有効期間

令和2年6月1日から令和6年10月31日まで

横 浜 市 公 告 第 310 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 富 岡 西 ひ か り が 丘 町 内 会 第 2 区 B 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意
思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 311 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 4 月 8 日 第 31 開 1601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 岡 津 町 2,264 番 地
石 川 良 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 岡 津 町 1,346 番 の 1 及 び 1,346 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 312 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 8 月 27 日 第 31 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 上 倉 田 町 1,408 番 地
株 式 会 社 小 野 フ ァ ー ム
代 表 取 締 役 小 野 利 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 倉 田 町 120 番 の 4 及 び 1,401 番 の 2 の 各 一 部 、 1,408
番 の 3 、 1,408 番 の 4 、 1,409 番 の 2 、 1,409 番 の 3 、 1,410 番
の 1 の 一 部 、 1,410 番 の 2 の 一 部 、 1,410 番 の 3 、 1,410 番 の 4
、 1,411 番 の 1 、 1,411 番 の 2 、 1,412 番 の 1 、 1,412 番 の 2 の
一 部 、 1,412 番 の 3 、 1,413 番 の 1 の 一 部 、 1,414 番 の 3 、 1,41
6 番 の 1 の 一 部 、 1,416 番 の 2 、 1,418 番 の 3 の 一 部 並 び に 1,41
8 番 の 4 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 313 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 元 年 12 月 27 日 第 31 開 1714 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 港 区 芝 5 丁 目 34 番 6 号
 株 式 会 社 コ ス モ ス イ ニ シ ア
 代 表 取 締 役 高 木 嘉 幸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 美 し が 丘 五 丁 目 2 番 の 6 及 び 2 番 の 63 から 2 番 の 70 まで

横 浜 市 公 告 第 314 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 2 月 5 日 第 31 開 607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 南 区 日 野 二 丁 目 13 番 21 号
福 本 嘉 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 二 丁 目 36 番 3 の 一 部 並 び に 日 野 五 丁 目 36 番 の 1 、 36
番 の 2 、 37 番 、 37 番 の 2 及 び 38 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 315 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 2 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
42.51 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 菅 田 町 760 番 の 1 及 び 760 番 の 14
- 6 申 請 者 の 氏 名
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷲 原 浩

横 浜 市 公 告 第 316 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 道 路 の 延 長
37.82 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 162 番 の 3 、 163 番 の 3 、 163 番 の 6 及 び
166 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
藤 卷 ト ク

横 浜 市 公 告 第 317 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 6 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
49.46 m
- 5 指 定 の 場 所
港 南 区 笹 下 四 丁 目 4,724 番 の 2 、 4,725 番 の 4 、 4,725 番 の 5
及 び 4,726 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 イン タ ー プ ラ ン
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生

横 浜 市 公 告 第 318 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 7 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 5 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
21.02 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 月 見 台 93 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 エ ヌ ・ ジ ー ・ エ ス
代 表 取 締 役 近 江 敏 也

横 浜 市 公 告 第 319 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 全 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 全 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 全 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 47 ・ 11 ・ 8 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 5 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
29.30 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 下 田 町 三 丁 目 545 番 の 1 地 先 か ら 545 番 の 7 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 320 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 39 ・ 40 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 4 月 7 日

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.50 m 及 び 8.00 m

4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

339.50 m

5 廃 止 の 場 所

泉 区 下 和 泉 二 丁 目 662 番 の 2 地 先 から 675 番 の 33 地 先 ま で 、 下
和 泉 二 丁 目 675 番 の 2 地 先 から 下 和 泉 四 丁 目 1,607 番 の 5 地 先 ま
で 、 下 和 泉 二 丁 目 675 番 の 9 地 先 から 675 番 の 22 地 先 ま で 及 び 67
5 番 の 11 地 先 から 675 番 の 24 地 先 ま で

区告示

鶴見区告示第6号（令和2年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、菅沢町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月21日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
区域	鶴見区菅沢町全域、市場大和町1番32号並びに栄町通4丁目49番地の1から5まで、49番地の11、49番地の12及び50番地の1	鶴見区菅沢町全域、市場大和町1番32号並びに栄町通4丁目49番地の1から5まで、49番地の11、49番地の12、49番地の24、49番地の26、49番地の27、49番地の30、49番地の31及び50番地の1

神奈川区告示第2号（令和2年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、大口仲町第三町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月21日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	古川 明 神奈川区大口仲町10 9番地	黒川 英行 神奈川区大口仲町39 番1

戸塚区告示第6号（令和2年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下倉田鋼管団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月22日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 本 久 戸塚区下倉田町 1,75 6番地の52	五反田 佐千子 戸塚区下倉田町 1,75 6番地の236

戸塚区告示第7号（令和2年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月22日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
区域	戸塚区深谷町 882 番地、890 番地、892 番地、893 番地の20、894 番地、917 番地、918 番地、921 番地、929 番地、931 番地、1,647 番地、1,652 番地、1,655 番地、1,656 番地、1,658 番地から1,661 番地まで、1,664 番地、1,665 番地、1,679 番地、1,701 番地、1,702 番地、1,854 番地及び1,857 番地の区域	戸塚区深谷町 882 番地、885 番地、890 番地、892 番地、893 番地、917 番地、918 番地、921 番地、929 番地、931 番地、1,647 番地、1,652 番地、1,655 番地、1,656 番地、1,658 番地から1,661 番地まで、1,664 番地、1,665 番地、1,679 番地、1,701 番地、1,702 番地、1,854 番地及び1,857 番地の区域

戸塚区告示第8号（令和2年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、鳥が丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月22日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
区域	戸塚区上矢部町 3,504 番地の 18、3,521 番地の 11 から 3,521 番地の 15 まで、3,521 番地の 22 から 3,521 番地の 24 まで、鳥が丘並びに矢部町 1,099 番地からの 1,109 番地までの、1,109 番地の 3 から 1,109 番地の 13 まで、1,110 番地、1,221 番地の 8、2,079 番地の 4 から 2,079 番地の 11 まで及び 2,080 番地の 4 から 2,080 番地の 6 までの区域	戸塚区上矢部町 3,500 番地の 4、3,500 番地の 6、3,500 番地の 8、3,500 番地の 10、3,503 番地の 1、3,503 番地の 4、3,503 番地の 7、3,503 番地の 8、3,504 番地の 18、3,504 番地の 22、3,521 番地の 11 から 3,521 番地の 15 まで、3,521 番地の 22 から 3,521 番地の 24 まで、3,549 番地の 1、3,549 番地の 4、鳥が丘並びに矢部町 1,099 番地から 1,107 番地まで、1,109 番地の 3、1,109 番地の 10 から 1,109 番地の 13 まで、1,110 番地、1,221 番地の 8、1,221 番地の 12、2,079 番地の 4、2,079 番地の 5、2,079 番地の 9 から 2,079 番地の 11 まで、2,080 番地の 4 から 2,080 番地の 6 まで及び 2,082 番地の区域

港南区告示第2号（令和2年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、奈良地区町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月26日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	倉 田 陽 子 港 南 区 日 野 中 央 三 丁 目 26 番 18 号	酒 井 明 彦 港 南 区 日 野 中 央 三 丁 目 28 番 7 号

西区告示第2号（令和2年5月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、老松町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月27日

横浜市西区長 寺岡 洋 志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高坂賢之 西区老松町45番地13	石井紀太郎 西区老松町45番地

西区告示第3号（令和2年5月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、霞ヶ丘丘友会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月27日

横浜市西区長 寺岡 洋志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	江 原 和 子 西区霞ヶ丘 59 番地	尾 野 吉 春 西区霞ヶ丘 31 番地

金沢区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	東田正信 金沢区能見台一丁目 9番地の8	鈴木健司 金沢区能見台一丁目 16番地の7

金沢区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台3丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	古屋紀雄 金沢区能見台三丁目 13番地の2	松澤博隆 金沢区能見台三丁目 36番地の1

金沢区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六浦睦町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月5日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の住所	金沢区六浦一丁目21番3号	金沢区六浦四丁目13番28-203号

水道局

横浜市水道局企業職員就業規程及び横浜市水道局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年6月1日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第16号（令和2年6月1日揭示済）

横浜市水道局企業職員就業規程及び横浜市水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

（横浜市水道局企業職員就業規程の一部改正）

第1条 横浜市水道局企業職員就業規程（昭和37年4月水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び職員記章」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。

第13条第2項中「被服の貸与及び着用」を「被服の貸与等」に改める。

第13条の2第1項中「当たっては、」の次に「局が貸与する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 職員としての身分を失った場合は、前項の職員き章、名札及び職員証を直ちに返還しなければならない。

（横浜市水道局被服貸与規程の一部改正）

第2条 横浜市水道局被服貸与規程（平成17年4月水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条第1項中「着用し、及び」を削り、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を削る。

附 則（令和2年6月水道局規程第16号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

交通局

交通局告示第6号（令和2年5月18日揭示済）

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和2年5月2日から実施した。

令和2年5月18日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表34の項中

「

34		横浜駅西口～横浜駅西口	岡野町、浅間下、沢渡	4.370	一方循環
----	--	-------------	------------	-------	------

」

を、

「

34	ア	横浜駅西口～横浜駅西口	岡野町、浅間下、沢渡	4.370	一方循環
	イ	横浜駅西口～横浜駅西口	岡野町、浅間下、市民病院、沢渡	4.550	一方循環

」

に改め、同表87の項中

「

87	ア	横浜駅西口～横浜駅西口	岡野町、三ツ沢総合グラウンド入口、宮ヶ谷、市民病院前、松本	7.150	一方循環
	イ	横浜駅西口～横浜駅西口	岡野町、三ツ沢総合グラウンド	6.710	一方循環

			ド入口、 宮ヶ谷、 市民病院 前、市民 病院入口		
--	--	--	--------------------------------------	--	--

を、
「

87	横浜駅西口～横 浜駅西口	岡野町、 市民病院 、宮ヶ谷 、松本	7.380	一方循環
----	-----------------	-----------------------------	-------	------

に改め、普通系統の表 87 の項の次に次のように加える。

「

88	ア	市民病院～東神 奈川駅西口	陸上競技 場裏、三 ツ沢上町 駅前、三 ツ沢下町 駅前、松 本	5.040	往路のみ
	イ	東神奈川駅西口 ～市民病院	松本、三 ツ沢下町 駅前、三 ツ沢上町 駅前、三 ツ沢公園 自由広場	4.350	復路のみ

普通系統の表 150 の項の次に次のように加える。

「

151	ア	横浜駅前～スカ イウォーク前		11.110	往路のみ 急行運転
	イ	スカイウォーク 前～横浜駅前	横浜駅改 札口前	11.220	復路のみ

	ウ	スカイウォーク前～横浜駅前	桜木町駅前	11.220	復路のみ
152	ア	鶴見駅前～スカイウォーク前	明神前	6.400	往路のみ
	イ	スカイウォーク前～鶴見駅前	明神前	6.400	復路のみ
	ウ	鶴見駅前～スカイウォーク前		往 6.400 復 6.400	急行運転
	エ	鶴見駅前～スカイウォーク前	大黒ふ頭	往 6.400 復 6.400	
153		鶴見駅前～汐入町3丁目		2.130	往路のみ

普通系統の表 207 の項の次に次のように加える。

208	横浜駅西口～横浜駅西口	浅間下、和田町、市民病院、岡野町	10.410	一方循環
-----	-------------	------------------	--------	------

教 育 委 員 会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第13号（令和2年5月25日揭示済）

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第36条の3に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第48条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会公告第15号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和2年5月21日懲戒処分に付した。

令和2年6月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立野庭すずかけ小学校	事務職員	有野 仁	免職

横浜市教育委員会公告第16号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和2年5月21日懲戒処分に付した。

令和2年6月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立並木中学校	教諭	幡 谷 彰 彦	戒告

横浜市教育委員会公告第17号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和2年5月21日懲戒処分に付した

。

令和2年6月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立美しが丘西小学校	教諭	米田由美子	停職1箇月

横浜市教育委員会公告第18号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和2年5月21日懲戒処分に付した。

令和2年6月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
小学校	教諭	公表基準により 非公表	停職3箇月

監 査 委 員

横 浜 市 代 表 監 査 委 員 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る

。

令 和 2 年 5 月 26 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	佐 藤 祐 文
同	高 橋 正 治

監 査 委 員 規 程 第 2 号 (令 和 2 年 5 月 26 日 掲 示 済)

横 浜 市 代 表 監 査 委 員 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 代 表 監 査 委 員 規 程 (昭 和 42 年 12 月 監 査 委 員 達 第 2 号) の 一
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 選 任 」 の 次 に 「 、 任 期 」 を 加 え る 。

第 2 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(任 期)

第 2 条 の 2 代 表 監 査 委 員 の 任 期 は 、 そ の 監 査 委 員 の 任 期 に よ る 。

第 4 条 第 2 項 第 5 号 中 「 平 成 12 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 」 を 「 平
成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 6 号 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。